

海津市就活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市外在住の大学生等のU・Iターン就職の促進を図るため、市内企業等のインターンシップに参加し、又は就職試験を受験する市外在住の大学生等に対して、予算の範囲内において海津市就活支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、海津市補助金等交付規則（平成17年海津市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業等 市内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (2) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）に在籍する学生であつて、年齢が申請時点において18歳以上のものをいう。
- (3) インターンシップ 市内企業等において行う就業体験（連続して2日以上実施するものに限る。）をいう。
- (4) 就職試験 市内企業等が学生を採用するために実施する適性試験、筆記試験、面接試験等をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 市内企業等において実施されるインターンシップに参加し、又は就職試験を受験する市外在住の大学生等
- (2) 市内企業等への就業を希望している者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(交付対象経費等)

第4条 支援金の交付の対象となる経費、補助率、支援金の額及び支援回数は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、海津市就活支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 学生証又は在学証明書の写し
- (4) 宿泊費を支払ったことを証明できる書類

- (5) 振込先が確認できる通帳等の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請書兼請求書は、当該年度の5月1日から翌年の3月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 支援金の交付を受けようとする者は、参加するインターンシップ又は受験する就職試験ごとに申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。
- (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付を決定し、及び額を確定したときは、海津市就活支援金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、支援金を交付しないことを決定したときは、理由を付して海津市就活支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- (支援金の交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条第2項の規定により支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、海津市就活支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により支援金の交付決定を取り消し、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を求めることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合
 - (2) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認める場合
- (補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	市外在住の大学生等が、市内企業等が実施するインターンシップに参加し、又は就職試験を受験するために要した宿泊費のうち、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までに市内で宿泊業を営む施設で宿泊したものに限る。ただし、次のいずれかに該当する場合は、支援金の対象としない。 (1) 国、県、市区町村その他公的支援機関等における補助事業の対象となっている場合 (2) その他市長が不相当と認める場合
補助率	10 / 10
支援金の額	交付対象経費に補助率を乗じて得た額。ただし、1泊当たり5,000円を上限とする。

	<p>1泊当たりの交付対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。</p> <p>インターンシップへの参加又は就職試験の受験に当たり、市内企業等から宿泊費の助成を受けた場合にあつては、交付対象経費から当該金額を控除するものとする。</p>
支援回数	<p>(1) インターンシップ 同一年度内において1人当たり2回までとし、1回当たり5泊を限度とする。</p> <p>(2) 就職試験 同一年度内において1人当たり3回までとし、1回当たり1泊を限度とする。</p>